七の一一まで、八〇七の一四から八〇七の一七まで、東祖谷西山六七八の二、六七八の三、西祖谷山村中尾一五一の四、井川町泉六五〇、井川町丸山四二〇六、四二〇六の二、井川町鎧滝六三〇二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町半田字蔭名一三四六、一三六三の一、字樫尾九九の一、一三七の二、一四三の三、一四四の二、字上喜来三〇七の二、三〇八の二、字高清五一一の一、五一一の二、一七八九の二、字小谷四〇六の四、四〇六の六から四〇六の八まで、字下喜来一六四の一、一八三、三三九の一、字長野二五九の二、二六一の一、字日浦一四七二、一四九〇の三、字日開野六一六の一、字平良石三二〇、一一二四の三、字上蔭九の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蔭名一三四六（次の図に示す部分に限る。）、一三六三の一、字樫尾九九の一・一四三の三・字上喜来三〇七の二・三〇八の二・字高清五一一の一・五一一の二・一七八九の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字小谷四〇六の四、四〇六の六から四〇六の八まで、字下喜来三三九の一・字日浦一四七二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四九〇の三、字平良石三二〇・一一二四の三・字上蔭九の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市西祖谷山村有瀬六九三の一、一二三〇、西祖谷山村一宇八九の五、西祖谷山村今久保一〇五の一一、一〇五の一二、一一三の二、西祖谷山村尾井ノ内三三六の一、三三六の三、三三六の五、三三六の六、三三九の二、三三九の三、三四〇の二、三四一の一から三四一の四まで、三四二の一、三四二の二、三八九の一、三八九の九から三八九の一一まで、三八九の一五、西祖谷山村小祖谷三六の二、四二、四三の一、一九七の四、西祖谷山村重末四四八、四四九の一、西祖谷山村善徳一二五四の一、一二五四の二、一二五四の四、一二五五の一、一二五五の二、一二五六、一二六二の一、一二六二の三から一二六二の五まで、一二六七の四、一二六七の六から一二六七の九まで、一二六八の一から一二六八の三まで、一二六九、一二六九の二、一二六九の三、一二七〇の一、一二七〇の三から一二七〇の七まで、一二七二の一から一二七二の五まで、一二八八、西祖谷山村南山一六五の一、一六五の二、一六八の一の二、一六八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

西祖谷山村有瀬六九三の一（次の図に示す部分に限る。）、一二三〇、西祖谷山村一宇八九の五、西祖谷山村今久保一〇五の一一、一〇五の一二、一一三の二、西祖谷山村小祖谷三六の二、四二、四三の一、一九七の四、西祖谷山村重末四四八、四四九の一、西祖谷山村南山一六五の一、一六五の二、一六八の一の二、一六八の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十七号

金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第十六条の規定に基づき、次のように指定鉱害防止事業機関を指定したので、同法第三十一条の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月十二日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　指定鉱害防止事業機関の名称　財団法人資源環境センター

二　主たる事務所の所在地　東京都千代田区神田錦町三丁目十七番地十一

三　鉱害防止業務の範囲　次表に掲げる金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十三条第一項に規定する鉱害防止業務

鉱山の名称	鉱害防止事業を行う事業場の名称及び所在地	指定特定施設の名称及び所在地
鉛山鉱山	大湯廃水処理場 （秋田県鹿角市十和田大湯字下折戸三十八番八）	大湯第一・二たい積場 （秋田県鹿角市十和田大湯字下折戸三十八番一） 大湯第四たい積場 （秋田県鹿角市十和田大湯字下折戸三十三番）

四　指定をした年月日　平成二十四年三月九日

○国土交通省告示第二百三十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の二第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の認可をしたので、第七十一条の三第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十二日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十四年三月十二日から平成二十八年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県南埼玉郡宮代町中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　幸手都市計画事業東武動物公園駅西口土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県さいたま市南区沼影一丁目十番一号ラムザタワー六階　独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社東武動物公園駅前都市再生事務所

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十四年三月十二日

○関東地方整備局告示第六十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十二日

関東地方整備局長　下保　修